

経営診断の受診指導等を受けている建設業者の随意契約手続における取扱いについて（通知）

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしたので、御承知ください。

記

建設工事低価格受発注者に対する経営診断指導要領に基づく受診指導又は改善指導を受けている建設業者（以下「指導中の業者」という。）については、同要領第7条で「県工事の指名業者に選定しないこととする。」としており、随意契約の場合の見積合せについては何も規定していないが、同要領の趣旨を踏まえ、随意契約（プロポーザルによる場合を含む。）においても、当該業者は、見積合わせの業者に選定しないこととする。

なお、プロポーザルにより見積合わせの業者を選定する場合には、鳥取県県土整備部建設工事プロポーザル実施要領第3条第1項に定める参加表明書を審査して、同条第2項に定める技術提案書の提出を求める者を選定する段階で指導中の業者については、その提出を求める者を選定しないこととする。